

令和6年 第11回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和6年11月11日(月) 午後1:30~3:30
2. 場所 : 山村開発センター 1階中会議室
3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 將行
職務代理	1	谷地村 久人
委員	3	坂根 克也
委員	4	下村 勇一郎
委員	7	橋端 秀作
委員	8	工藤 勉
委員	9	橋端 哲美

4. 欠席委員 (3人) 2番佐藤 哲委員、5番佐藤久美子委員、6番荻沢功委員
5. 会議書記 事務局主事 服部 優
6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第22号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第23号

非農地証明交付申請の承認について

(令和6年第11回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、4番 下村勇一郎委員にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は7名で、定足数に達しておりますので、これより 令和6年第11回新郷村農業委員会総会を開会いたします。日程第1 議事録署名委員の指名について を議題とします。議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には3番坂根克也委員並びに4番下村勇一郎委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に日程第3議案第22号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。受付番号第15号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開き下さい。 日程第3 議案第22号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてご説明いたします。 今回の案件は、贈与1件、売買3件となっております。 農地の所在、面積等は議案に記載のとおりです。 3 ページをお開きください。 受付番号第15号についてご説明いたします。 申請者は申請地を相続したが、村外へ住んでいることで耕作は困難のため、以前から相対契約を結んで使用していた、譲受人へ 贈与したいと考え、両者の意見が一致したので、今回申請されたものです。 周辺農地の状況及び地域調和等、許可要件を満たしていると考えます。 議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。 以上で受付番号第15号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 受付番号第15号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、受付番号第15号は原案のとおり決定しました。

議長	次に 受付番号第16号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>7ページをお開きください。受付番号第16号についてご説明いたします。</p> <p>申請者は今回の申請地を相続したが、村外へ住んでいることで農地の管理が困難のため、農地を手放したいと考えておりました。以前から相対契約を結んで使用していた、譲受人へ、話したところ、両者の意見が一致したので、今回、申請されたものです。</p> <p>周辺農地の状況及び地域調和等、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第16号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。</p> <p>受付番号第16号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、受付番号第16号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に 受付番号第17号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>11ページをお開きください。受付番号第17号についてご説明いたします。</p> <p>申請者は以前から、管理が困難のため、農地を手放したいと考えておりました。譲受人へ、話したところ、両者の意見が一致したので、今回、申請されたものです。</p> <p>周辺農地の状況及び地域調和等、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第17号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。</p> <p>受付番号第17号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、受付番号第17号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に 受付番号第18号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>15ページをお開きください。受付番号第18号についてご説明いたします。</p> <p>申請地は栗山となっています。以前から、管理をしている譲受人からの申出もあり、今回、両者の意見が一致したので、申請されたものです。周辺農地の状況及び地域調和等、許可要件を満たしていると考えます。議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付して</p>

	ありますので参考にしてください。 以上で受付番号第18号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 受付番号第18号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、受付番号第18号は原案のとおり決定しました。 次に 日程第4 非農地証明交付申請の承認について を議題とします。受付番号第1号について審議に付します。 担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	19ページをお開きください。議案第23号、非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否か、農地・非農地の判断を別紙のとおり依頼があったので審議を求めるものです。 農地の所在、面積等は議案に記載のとおりですので補足説明をいたします。 20ページをお開きください。 受付番号第1号についてご説明いたします。 非農地申請の時期及び事由は、願人は、相続により農地を取得したが、それ以前から労働力不足、後継者不足により管理ができず、畠としては利用していない。農地に復元することが困難であるため、申請されたものです。 議案、非農地証明願、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。 以上で受付番号第1号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 受付番号第1号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、受付番号第1号は原案のとおり決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和6年第11回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年11月11日

議長 日向將行

署名者 坂根克也

署名者 下村勇一郎